

湯河原町告示第 13 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 16 日

湯河原町長 富田幸宏



1 都市計画の種類及び名称

種類 湯河原都市計画土地区画整理事業の変更

名称 湯河原中央土地区画整理事業

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分 なし

削除する部分 足柄下郡湯河原町鍛冶屋字山崎、字尾崎、門川字尾崎及び
城堀字丑久保地内

変更する部分 足柄下郡湯河原町中央一丁目及び中央五丁目地内

3 縦覧場所

湯河原町役場まちづくり課